

ホームヘルプサービス等 利用者負担金助成申請のご案内

1 ホームヘルプサービス利用助成

※在宅の人のみ利用できます

助成の対象となる方は、下記の対象要件のすべてに該当する方です。助成の対象者と認定された方は、対象サービスの利用者負担額が1割(10%)から3%に軽減されます。(最初に1割(10%)をお支払いいただき、後日7%分を港区から給付します。)

対象となるサービス

■ 要支援1・2の方

訪問型サービス、介護予防訪問看護、
介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビ
リテーション

■ 要介護1～5の方

訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護、訪問
入浴介護、訪問リハビリテーション、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

対象要件

- 生活保護を受けていないこと
- 世帯全員が住民税非課税であること
- 世帯全員の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること
- お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと
- 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと
- 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

2 介護保険サービス利用者負担額助成

※施設に入所している人も利用できます

上記の対象要件を全て満たした人で、本人のその他の合計所得及び課税年金収入額の合計が80万円を超える人は「介護保険サービス利用者負担額助成」を受けることができます。

同月内に利用した介護保険サービス費の利用者負担額(=自己負担額)が15,000円を超え、24,600円以下の部分について、負担額の1/2を助成します。

(ショートステイを含む施設の食事代、居住費は助成の対象になりません)

例1

1ヶ月の利用者負担額が
20,000円の場合

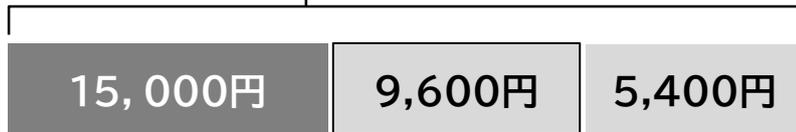


助成額 2,500円

15,000円を超えた部分(=5,000円)の1/2(=2,500円)が助成されます。

例2

1ヶ月の利用者負担額が
30,000円の場合



助成額 4,800円

15,000円を超え、24,600円以下の部分(=9,600円)の1/2(=4,800円)が助成されます。

【注】24,600円を超えた部分は高額介護サービス費として支給されます。

1. 介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成認定申請書

2. 預貯金額等申告書

ゆうちょ銀行の預金と他の銀行等の預金に分けて、ご記入ください。
また、国債・株式をお持ちの方は、有価証券等の欄にご記入ください。

3. 預金額等が確認できる書類

- ・ 世帯全員のすべての通帳の写しが必要です。
 - ① 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページと
 - ② 直近2か月以内の残高がわかるページのコピーをお取りください。
(①②両方のページが必要です。)
- ・ 有価証券等をお持ちの場合は証券会社や銀行の口座残高が分かるコピーも必要です。

「世帯の預貯金や国債・株券などの総額が500万円以下であること。」の要件を確認させていただくために、通帳等の写しをお願いしています。

❗ 申請にあたってのご注意

- ✓ 対象となるサービスを利用していない方は、申請する必要はありません
- ✓ 虚偽の申請をした場合には、助成金の全部または一部を返還していただく場合があります
- ✓ サービス提供事業所に対して、1割の利用者負担の支払いが済んでいることを確認するため、領収書を提出していただく場合があります
- ✓ 「介護保険費サービス利用者負担額助成」のみをご希望の場合も「介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成申請書」を提出してください



対象要件のすべてに該当された方は、同封の書類に記入の上、返信用の封筒に入れて介護保険課介護給付係にお送りください

問合せ
・
申請書提出先

港区役所 保健福祉支援部 介護保険課 介護給付係
〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所本庁舎2階



03-3578-2876～2880 月曜～金曜 8:30～17:00(祝日を除く)